

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	指定疾病治癒による認定の取消	
根拠法令・条項	公害健康被害の補償等に関する法律 第9条	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
<p>処分基準</p> <p>(処分基準を設定できない場合はその理由)</p>	<p>設定・設定できない</p> <p>指定疾病（認定疾病）が有効期間満了前に治ること。</p> <p>主治医診断報告書、精密検査の結果等により、堺市健康被害認定審査会の意見を聞き決定する。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	適用除外
	適用除外の場合の根拠	行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭を給付する」場合に該当するため。